

議員提出議案第4号

可燃物処理施設建設に関する決議の提出について

上記の議案を別紙のとおり、鳥取市議会会議規則第14条第1項の規定に基づき提出する。

平成22年6月23日提出

提出者	鳥取市議会議員	上	紙	光	春	
		〃	松	本	信	光
		〃	田	村	繁	已
		〃	橋	尾	泰	博

鳥取市議会議長 中島規夫 様

可燃物処理施設建設に関する決議

現在、鳥取県東部圏域で稼働している可燃物処理施設としては、鳥取市神谷清掃工場・国府町クリーンセンター・レインボーふくべ・ながおクリーンステーションの4カ所がある。しかし、いずれの施設も老朽化が進みつつあり、新しい可燃物処理施設の建設を緊急に進めなければならない状況となっている。

鳥取県東部広域行政管理組合は、平成18年4月に鳥取市河原町山手地区の丘陵地を可燃物処理施設の建設候補地に選定し、それ以降、関係集落の住民の方々に環境影響評価等の実施について、理解を求めてきた。

鳥取県東部圏域住民の環境衛生を保つためには、圏域内の可燃ごみを安全に、かつ環境に配慮し、処理しなければならないことは言うまでもないことである。

本議会としても、鳥取県東部広域行政管理組合議会が平成22年5月31日に決議したとおり、下記事項に留意の上、施設建設を進められるよう要望するものである。

記

- 1 建設する可燃物処理施設は、安全で安心な施設であること。
- 2 可燃物処理施設の建設に当たって、関係集落の住民の方々にあらゆる情報を提供するとともに、十分な話し合いを行うこと。
- 3 可燃物処理施設の建設に当たっては、関係集落の住民生活や住民福祉の向上に、格別に配慮した施策を行うこと。
- 4 可燃物処理施設の稼働に当たっては、法令を遵守し、施設運営に関するすべての情報を公開すること。
- 5 可燃物処理施設に係る雇用については、関係集落の住民を優先的に行うこと。

以上、決議する。

平成22年6月23日

鳥取市議会